

平成 28 年 6 月 17 日

各 位

会 社 名 フューチャー株式会社 代表者名 代表取締役会長兼社長 金丸 恭文 (コード番号 4722 東証第一部 ) 問合せ先 執行役員 中島 由彦 (TEL (03) 5740 - 5724)

## 訴訟の判決(全面勝訴)に関するお知らせ

当社は平成21年11月30日付で日東電工株式会社(以下、「日東電工」という。)を被告として請負代金等請求訴訟を提起し、日東電工は平成23年12月19日付で当社に対し契約解除による原状回復及び損害賠償請求の反訴を提起しておりました(以下、両訴訟をあわせて「本訴訟」という。)。その後、平成28年4月1日付会社分割によりフューチャーアーキテクト株式会社が本訴訟を引き受けましたが、平成28年6月17日、東京地方裁判所より、当社側の請求をすべて認容し、日東電工の反訴を棄却する、当社側全面勝訴の判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせします。

記

- 1. 判決があった裁判所及び年月日 東京地方裁判所 平成28年6月17日
- 2. 本訴訟の内容及び判決に至るまでの経緯

当社は、平成 20 年 9 月 5 日に日東電工との間で締結した「新販売システムアプリケーション開発」に関する個別契約等に基づき、平成 21 年 9 月 4 日をもって当該契約の成果物を納品いたしましたが、日東電工は何ら正当な理由を示さず、当社の上記行為を納品と認めず、請負代金等についても支払いを拒否したため、平成 21 年 11 月 30 日に請負代金等を請求する訴訟を提起しました。これに対し、日東電工は当社との契約を解除したと主張して平成 23 年 12 月 19 日付で原状回復と損害賠償請求の反訴提起を行いました。

## 3. 判決の内容

- (1) 被告は、フューチャーアーキテクト株式会社に対し、14億6,228万円8,800円及 び平成21年11月26日から支払済みまで年6分の割合による金品を支払え。
- (2) 反訴原告の請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、本訴反訴を通じて、被告(反訴原告)の負担とする。
- (4) この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

## 4. 今後の見通し

本判決が当社連結業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、今後開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせします。なお、今後、被告(反訴原告)より控訴された場合には、引き続き当社側の主張が認められるよう対応してまいります。

以上

## ●本件に関するお問い合わせ先:

フューチャー株式会社 中島

IR 直通 Tel: 03-5740-5724 電子メール: <u>ir@future.co.jp</u>